

議案第20号

調布市文化会館たづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

保健センターにおいて実施する小児科の休日診療について定めるため、提案するものであります。

調布市文化会館たづくり条例の一部を改正する条例

調布市文化会館たづくり条例（平成6年調布市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 小児科の休日診療（以下「休日診療」という。）に関すること。

第5条の次に次の1条を加える。

（休日診療日）

第5条の2 前条の規定にかかわらず、休日診療は、次の各号に掲げる日（市長が別に定める日を除く。）に行うものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

第6条の次に次の1条を加える。

（休日診療時間）

第6条の2 前条の規定にかかわらず、休日診療は、次の各号に掲げる時間に行うものとする。

- (1) 午前9時から午前12時まで
- (2) 午後1時から午後5時まで

第8条の次に次の1条を加える。

（使用料等）

第8条の2 休日診療を受けた者の使用料及び手数料は、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険算定方法」という。）により算定した額
 - (2) 手数料 診断書1通につき1,400円
- 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等によりその額を定められたものの療養に要する費用の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。
- 3 市長は、前2項の規定によるもののほか、療養に要する費用の額を定める必要があると認めるときは、健康保険算定方法に準じて得た額又は実費相当額を別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。